

自主的避難等対象区域外である宮城県丸森町耕野地区から平成23年3月中旬に避難を開始した申立人について、福島第一原子力発電所との位置関係、公表された同地区の放射線量等を考慮し、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等の賠償が認められた事例。

1090

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 平成23年分

- ①避難費用（避難交通費）
- ②避難費用（引越時処分代、謝礼金、ガソリン代）
- ③就労不能損害
- ④精神的損害

(2) 放射線量計購入費

2 期間

ア 上記損害項目（1）①～③

平成23年3月11日から平成23年9月11日まで

イ 上記損害項目（1）④

本件事故発生当初の時期

ウ 上記損害項目（2）

平成23年3月11日から平成23年11月13日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、511,954円の支払義務があることを確認する。

(内訳)

(1) 平成23年分

- | | |
|-------------------------|----------|
| ①避難費用（避難交通費） | 46,604円 |
| ②避難費用（引越時処分代、謝礼金、ガソリン代） | 20,000円 |
| ③就労不能損害 | 388,000円 |
| ④精神的損害 | 40,000円 |

(2) 放射線量計購入費

17,350円

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1・1記載の損害項目（ただし、同項記載の期

間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月15日

(仲介委員 犀川治)